

法の対象となるばい煙発生施設一覧

項	施設名	規模要件
1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	燃料の燃焼能力が重油換算 50L/h 以上。
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が 20t/日以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/h 以上。
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及びか焼炉(14 項に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が 1t/h 以上。
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(14 項に掲げるものを除く。)	
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉(こしき炉並びに 14 項及び 24 項から 26 項までに掲げるものを除く。)	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が 1 m ² 以上、羽口面断面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。)が 0.5 m ² 以上、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/h 以上、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上。
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコーラル製品製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が 200kg/h 以上。
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 6L/h 以上。
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が 1 m ² 以上、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/h 以上、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上。
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)及び直火炉(26 項に掲げるものを除く。)	
11	乾燥炉(14 項及び 23 項に掲げるものを除く。)	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が 1,000kVA 以上。
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が 2 m ² 以上、又は焼却能力が 200kg/h 以上。
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が 0.5t/h 以上、火格子面積が 0.5 m ² 以上、羽口面断面積が 0.2 m ² 以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 20L/h 以上。

法の対象となるばい煙発生施設一覧（２）

項	施設名	規模要件
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が ^① 0.1m ³ 以上。
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が50kg/h以上。
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算3L/h以上。
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り、前三項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。)	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては、塩素換算量)の処理能力が50kg/h以上。
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が30kA以上。
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が ^② 80kg/h以上、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上、又は変圧器の定格容量が ^③ 200kVA以上。
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設(密閉式のものを除く。)	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が10m ² 以上、又はポンプの動力が1kW以上。
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が一時間当たり80kg/h以上、火格子面積が1m ² 以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上。
24	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算10L/h以上、又は変圧器の定格容量が ^④ 40kVA以上。
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4L/h以上、又は変圧器の定格容量が ^⑤ 20kVA以上。
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が ^⑥ 0.1m ³ 以上、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4L/h以上、又は変圧器の定格容量が ^⑦ 20kVA以上。
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が ^⑧ 100kg/h以上。
28	コークス炉	原料の処理能力が20t/日以上。
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上。
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	燃料の燃焼能力が重油換算35L/h以上。